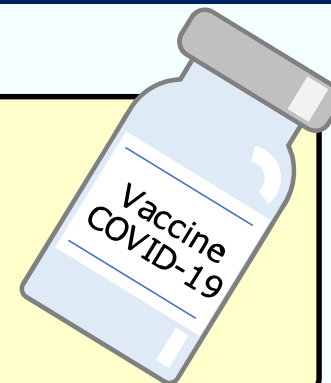


高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定 及び余剰ワクチン発生時の対応に係る指針

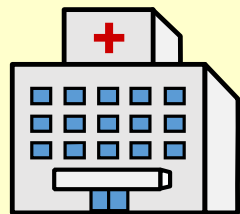
① 余剰ワクチン発生時の対応(高齢者)



② 余剰ワクチン発生時の対応(医療従事者等)

③ 高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定
(第1弾)

① 余剰ワクチン発生時の対応(高齢者)



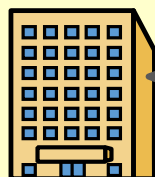
医療機関等

- ① 医療機関・高齢者施設において接種対象者を確保
 - 当該医療機関の入院・通院患者およびその家族・付添人(高齢者、基礎疾患保持者、60～64歳)

キャンセル発生!



- ② 市町または県が接種対象者を確保
 - 未接種の高齢者(一般の高齢者で予約時等に事前のキャンセル待ちの登録をした者、民生委員・児童委員(高齢者)、シルバー人材センター等)
 - 保育所・幼稚園・認定こども園の従事者
 - 児童養護施設の従事者
 - その他の児童福祉施設で児童の入所・通所支援を行う施設の従事者
 - 高齢者、障がい者(児)の通所・居宅サービス事業所等の従事者
 - 介護認定調査員
 - 放課後児童クラブの指導員
 - 社会福祉協議会や社会福祉法人等において災害時の要援護者の支援に携わる者
 - 新型コロナウイルス感染者への対応・支援業務を民間事業者へ委託する場合の当該事業者の従事者
 - 小中学校・高等学校・特別支援学校の従事者
 - 警察官(交番勤務、犯罪捜査(検視を含む)、交通安全、生活安全、警備等の職務に従事する警察官等)
 - 市町職員(ケースワーカー、災害時に避難所運営にあたる職員等)



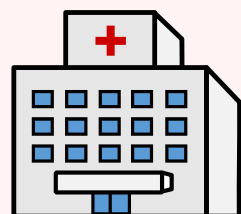
市町
県

② 余剰ワクチン発生時の対応(医療従事者等)

キャンセル
発生!



ワクチンをムダにしないことが重要!!



接種施設

① まずは接種を行っている医療機関において、次の候補者に声掛け等をして、接種を行う

- 自施設の医療従事者等
- 周辺施設(診療所、薬局等)の医療従事者等
- 自施設の入院・通院患者やその家族等で高齢者に当たる方
- 自施設の入院・通院患者やその家族等で基礎疾患のある方、60~64歳にあたる方 **追加**
- 周辺の高齢者施設等の従事者 **追加**



県

② それでも、接種いただける方が確保できない場合は、県で次の候補者に声掛け等をして、接種を行う

- 別の日に接種することが予定されている医療従事者等
- 警察官(交番勤務、犯罪捜査(検視を含む)、交通安全、生活安全、警備等の職務に従事する警察官等) **追加**

③ 高齢者に次ぐ優先接種の接種対象者の選定(第1弾)

① 医療従事者等への接種

② 高齢者への接種

③ { 基礎疾患を有する者
高齢者施設等の従事者
60歳から64歳の者 } への接種

基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲で接種

+ 三重県独自の対象者

【対象者】

- 保育所・幼稚園・認定こども園の従事者
- 児童養護施設の従事者
- その他の児童福祉施設で児童の入所・通所支援を行う施設の従事者
- 高齢者、障がい者(児)の通所・居宅サービス事業所等の従事者
- 介護認定調査員
- 放課後児童クラブの指導員
- 社会福祉協議会や社会福祉法人等において災害時の要援護者の支援に携わる者
- 新型コロナウイルス感染者への対応や支援業務を民間事業者に委託する場合の当該事業者の従事者
- 小中学校・高等学校・特別支援学校の従事者